

# 市・県民税申告相談日程

指定日に都合が悪い場合は、都合の良い日の会場にお越しください。

期 日	受付相談地区(行政区別)	会 場
2月 6日(水)	白沢全区、松原、寺ノ沢、陣場全区、粕田全区、中羽立、岩本、清水川、橋桁、長走、日景温泉、矢立育成園	矢立公民館
7日(木)	本郷上、本郷下、繋沢、土目内、泉田、桜町全区、猫鼻、鳥内、十三森、二井山、神山、西前田、長森・白根山・花岡各団地、大森、大森団地、姥沢、神神社宅、神山荘	花岡公民館
8日(金)	小釈迦内、松木全区、沼館全区、大通、中通、上通、高館下、松峰、向羽立	釈迦内公民館
9日(土)	板子石、雇用促進住宅(釈迦内) 卸町、上袋町、日景町全区、釈迦内中台、山神台、商人留	下川沿公民館
11日(月)	獅子ヶ森全区、日鉱全区、長面、長面袋、二ツ森、県市公営住宅	下川沿公民館
12日(火)	川口全区、鳴滝、大道下、横岩、餅田全区、山田渡、立花全区、西大館町、隼人町、赤石沢、餅田団地	
13日(水)	茂屋、田の沢、谷地の平東、谷地の平緑、谷地の平西、南町、中島、本郷1・2・3、外川原、長慶荘	総合センター
14日(木)	新明岱、前田、川反、館町、上名、向館、赤坂、柏木、保滝沢、美杉、出口1・2・3・4・5・6、若杉	
15日(金)	岩野目、中仕田、大岱、李岱、深沢、深岱、大淵、大野、高岨、中谷地、大野岱、桜花、赤坂下、比立内	総合センター
16日(土)	蛭沢、田茂の木、越山、羽立、長谷地、大石渡、平滝、下岩瀬、大柳、街道脇、玉石、伊勢堂下、杉子沢、赤沼	
18日(月)	羽貫谷地、上岩瀬、代野、赤川、上軽石野岱、桜岱、大巻、長坂、みのり台、長坂坂地、坂地	総合センター
19日(火)	まだ、申告がお済みでないかた(全地域)	
20日(水)	榎崎、小袴、大披、出川、高戸谷、赤石、板沢、下川原(全区)、杉沢、比内前田、大子内	二井田公民館(真中地区を含む)
21日(木)	下村、町、館、高村、小坪川原、中台、四羽出、本宮	高齢者センター
22日(金)	大葛温泉、大谷、大葛、森越、長部、大渡夏焼、森合	総合センター
23日(土)	比内丁、馬喰町、独鈷、釣田、達子	
25日(月)	大町、中町、東雲町、伊勢町、向田、田尻、水曲、羽立、沼田、谷地中	総合センター
26日(火)	新町、市川、沢、日詰、炭谷、笹館、小新田、大原木	
27日(水)	曙町、南町、中野、大巻、弥助	総合センター
28日(木)	八幡町、笹淵、横町、長内沢、五日市、片貝、二ツ森、寺崎	
29日(金)	新丁、裏通町、扇ノ丁、二夕又間戸石、竹原、味噌内中、味噌内下、宿内、前田野	総合センター
3月 1日(土)	下川端、上川端、朝日町、新館、駒橋、野開、八木橋、畑沢、板戸、水沢、白沢、小坪沢	総合センター
3日(月)	まだ、申告がお済みでないかた(全地域)	
4日(火)	曲田、大滝全区、軽井沢全区、道目木、平内、沢尻、成章園、軽井沢福祉園、道目木更生園	十二所公民館
5日(水)	上新町、上町、中町、下町、浦山、別所、猿間、葛原、つくし苑、ケアハウスほうおう	総合センター
6日(木)	上代野、下代野全区、東二ツ屋、宮袋、大茂内、大明神、新沢、赤沢、黒沢、茂内屋敷、水沢、笹谷、石淵、二ツ屋、積ヶ岱、水交苑	
7日(金)	小茂内、芦田子、塞の神、小雪沢、天下町全区、鳳町、小館花、根下戸、舟場	総合センター
8日(土)	中山、沢山、羽立、金谷、餌釣、池内、萩野台全区、南ヶ丘、雇用促進住宅、たつみ町、緑ヶ丘、南たつみ町	
10日(月)	桂城、長倉町、愛宕町、古川町、大下町、鉄砲場、通町、独鈷町(市営水門前住宅含む)、川原町、栄町、田町、末広町、弁天町、大正町、新富町、大町全区、寺町、豊町、水門町、清水町住宅、清水南町	中央公民館(長木地区、上川沿地区を含む)
11日(火)	金坂、赤館、部垂町、桜町、相染町、向町、一心町、谷地町、南町、田代町全区、新町、中町、馬喰町、柄沢、東台1区、市営住宅(新町・中町・向町)、旭ヶ丘	総合センター
12日(水)	長根山、仲見世、曙町、東台2区~4区、御坂、常盤木町、昭和町、神明町、南神明町、東新、新地、城西町、中神明町	
13日(木)	東町、北神明町、住吉町、小館町、泉町、御成町二丁目~五丁目、片山全区、片山市営住宅、天神町、片山町三丁目、天神緑町、美園町、根下戸新町	総合センター
14日(金)	御成町一丁目全区、東成町、中道、清水町、有浦一丁目~六丁目、御成町市営住宅、東有浦町、中道1区	
15日(土) 17日(月)	まだ、申告がお済みでないかた(全地域)	総合センター

日曜日は申告相談を休みます。

農業に要した水道光熱費の領収書  
農業共済掛金の領収書など  
あらかじめ各種類に分別し、それぞれの合計金額を計算してきてください。家専用の領収書などは経費にできません。

市・県民税の申告相談時に申告をお願いします。  
譲渡・山林所得用の申告書が必要なかたはご連絡ください。  
医療費控除を申告するかた  
医療費の領収書の合計金額を計算してきてください。通院にかかった交通費は、公共交通機関を利用した場合などに医療費に算入できません。自家用車で往復した場合や、同乗の際のガソリン代を公共交通機関に換算して算入することはできません。

譲渡所得があるかた  
収入による譲渡などで、所得額が特別控除額以下になる場合は、所得税や市・県民税が課税にならなくても国民健康保険税の減額判定資料になりますので、

市・県民税の申告相談時に申告をお願いします。  
譲渡・山林所得用の申告書が必要なかたはご連絡ください。  
医療費控除を申告するかた  
医療費の領収書の合計金額を計算してきてください。通院にかかった交通費は、公共交通機関を利用した場合などに医療費に算入できません。自家用車で往復した場合や、同乗の際のガソリン代を公共交通機関に換算して算入することはできません。

## 税制改正がありました

地震保険料控除の創設

(所得税、市・県民税)

従来の短期損害保険料控除が無くなり、新たに地震保険料控除(所得税は最高5万円、市・県民税は最高2万5千円)ができました。ただし、旧長期損害保険料は、平成18年12月31日までに契約したものに限り控除(所得税は最高1万5千円、市・県民税は最高1万円)ができます。地震保険と旧長期損害保険が

ある場合は、それぞれ計算した金額の合計額で、所得税で最高5万円、市・県民税で最高2万5千円控除できます。

住宅ローン控除の適用

(市・県民税)

また、平成18年12月31日までに契約した地震保険の中に、旧長期損害保険を含む場合は、どちらかに該当するものとして控除額を計算します。

65歳以上の非課税廃止

(市・県民税)

昭和15年1月2日以前に生れたかたで、合計所得が125万円以下のかたに係る非課税措置

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかったかたは、申告することで、控除額の減少分を市・県民税から控除できるようになりました。

この控除は、毎年「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出しなければ受けられませんのでご注意ください。今年の提出期限は3月17日(月)です。